

公開講演会「日米新ガイドライン・ 周辺事態法（案）と今後の日本」の報告

中山 弘正

小沢一郎氏が「戦争をするためだ」と言った標記の法案が、24日参議院通過成立と報じられている。これに3日先立つ5月21日（金）6時から国際平和研究所とキリスト教研究所の共催で上記の講演会が白金でもたれた。

弓削達氏（元フェリス女学院大学長）はこの法案が、戦後の日本の決定的な転換点であるとされ、(1)従来よりも広い範囲で、第3国の内戦・クーデターにも、米国と共同で軍事行動をとれるようにしている。(2)大戦後の国家のありようを、日本国憲法の平和主義ではなく、日米安保の武装平和主義・解釈改憲でやってきた勢力による総仕上げである。(3)第9条が「押しつけられた」と彼らはいうが、この条項は、マッカーサー元帥、幣原喜重郎とくに後者の意向が実を結んだものである。(4)仮にこれを「押しつけ」というとしても、それは日本の権力者にとっては押しつけだったかもしれないが、日本の民衆にとってはむしろ欲求であった。(5)朝鮮戦争（1950年6月25日始まる）前後で、マッカーサーは日本の再軍備に慎重だったが、昭和天皇が、米「軍」による日本防衛をマッカーサーの頭ごしで交渉したりし、天皇は日本の軍事路線化に積極的だった、等々の論点を、歴史家らしく、かなり詳細に論じられた。

次いで、宮地基氏（本学法学部、憲法学）が、NATOとドイツ軍の関係（NATOに参加するさい、国家主権の一部をNATOにあずけるという形で、ドイツ政府の恣意的行動を制約しようとした）なども加えつつ、

戦争が政府によって起こされたものである点が、日本国憲法では明らかにされていること、この度の法はこの点でも問題であること、今後の対応としても、政府を批判し、それを頼らず民間で直接外交を、平和的連帯をしていくしかない、等々とコメントされた。

さらに熊岡路矢氏（日本国際ボランティアセンター代表）が、20年間ほども、市民のボランティア的平和協力をカンボジア等々で実践してきた体験をふまえ、今後の市民レベルの平和運動のあり方に関し、示唆的な発言をされた。

聴衆は約60名で、学部学生が3分の2くらい。インターネット情報で、ICUや早稲田の学生の参加者もあった。何といても、今後のことは学生諸君の世代の若者が、担っていくしかないのであるから、その意味では、学部学生諸君には、もっともっと大勢参加してほしい。とはいえ、昨年5月のこの種の集会（国際平和研究所の『PRIME』No.9にその時の西川重則氏の講演が載っている）には、学部生2～3名だったことを考えると「前進」といえなくもない。

今後、こうした集会を継続的に計画していく若手・中堅の教員グループの意識的な形成がぜひとも必要だと思った。今回主催の両研究所が、そうしたネットワークの形成に一層貢献することが望ましい。

（なかやま ひろまさ

所員・経済学部教授）

